

監 第 217 号

令和5年1月26日

南 陽 市 長 殿

南陽市議会議長 殿

南陽市監査委員 青 木 勲

南陽市監査委員 高 橋 篤

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

- 1 監査の対象 特定非営利活動法人 南陽市観光協会
- 2 監査の期日 令和5年1月25日
- 3 監査の執行者 監査委員 青 木 勲
監査委員 高 橋 篤
- 4 監査の範囲 令和3年度中における、南陽市観光協会に支出した補助金の執行状況
- 5 監査の方法 資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。
- 6 監査の結果 補助金の交付申請から実績報告に至る事務は適正に処理され、計数上の誤りは認められず、補助事業の執行についてもおおむね良好と認められた。